

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

介護保険積立預金設置規程

平成19年03月01日施行

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会介護保険積立預金設置規程

(目的)

第1条 宮古島市社会福祉協議会（以下「当会」という。）は、現在行なっている介護保険事業の円滑なる運営をはかり、不測の事態に備える為、介護保険積立預金を設置する。

(名称)

第2条 この介護保険積立預金は、宮古島市社会福祉協議会介護保険積立預金（以下「積立預金」という。）と称する。

(積立)

第3条 積立預金として積み立てる額は1億円とする。

2 この積立預金へは、介護保険事業の収益に応じ積み立てるものとする。

(管理)

第4条 積立預金は銀行その他金融機関への預金等、最も確実かつ有効な方法において管理するものとする。

(果実の運用)

第5条 積立預金より生じる果実については、当会の活動資金に充てるため当会一般会計に繰り入れるものとする。ただし、第3条に定める額に達するまでは、積立預金へ編入することができる。

(取り崩し)

第6条 積立預金は災害その他緊急の必要が生じた場合、または介護保険事業で運用上必要が生じた場合のほか、取り崩すことはできないものとする。

2 積立預金を取り崩す場合は、当会の理事会の承認を得、評議員会の議決を得なければならない。

(運営委員会)

第7条 積立預金の適正な運営を図るため運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会について必要な事項は別に定める。

(経理)

第8条 積立預金の経理は、当会の一般会計介護保険積立預金事業経理区分とする。

2 この会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、積立預金の管理運営に必要な事項は運営委員会又は理事会において定める。

(改廃)

第10条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の承認を得、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は平成19年 3月 1日から施行する。